



報道関係者各位

平成24年12月14日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可の 取消しを通知しました

～労働者派遣法および職業安定法に規定する許可の欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成24年12月14日)、株式会社ウイルコーポレーションに対して、一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可の取消しを通知しました。詳細は下記のとおりです。

1 一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可の取消しを通知した事業主

- (1) 事業主名 株式会社ウイルコーポレーション
- (2) 代表者氏名 代表取締役 田中 克弘
- (3) 所在地 北海道札幌市厚別区大谷地東四丁目2番15号
- (4) 許可に関する事項
 - ①一般労働者派遣事業
許可年月日 平成17年6月1日
許可番号 般01-300082
 - ②有料職業紹介事業
許可年月日 平成18年4月1日
許可番号 01-ユ-300066

2 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第14条第1項および「職業安定法」第32条の9第1項の規定により、一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可を取り消す。

3 処分理由

株式会社ウイルコーポレーションは、平成24年10月5日、札幌地方裁判所より破産手続が開始された。

このため、労働者派遣法第6条第3号および職業安定法第32条第2号に規定する許可の欠格事由に該当することとなったため。

※労働者派遣法、職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 ～二号、略

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四～十二号、略

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。

二～四号 略

第二項、略

○職業安定法（抄）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

一号、略

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

三～五号、略

（許可の取消し等）

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第二項、略